



「家の修理に給付金が使える」という勧誘にご注意！の巻



見守りポイント

- ◎ 「老朽化部分も給付金で修理できる」「申請も代行する」と勧誘されるトラブルが増えています。
- ◎ 保険金を「給付金」などと言って公的な補助金と勘違いさせる業者もあります。
- ◎ 保険金が出ても高額な手数料を請求する手口です。

対処方法

- ◆ 災害の被害がなければ、きっぱり断りましょう。
- ◆ 訪問販売で契約した場合はクーリング・オフできます。
- ◆ 保険申請は自分でできます。保険会社に相談しましょう。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

0739-24-0999

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。